

参考資料 1

参考資料 1

目次

人口・財政歳出編

- (1) 大津町の人口 1P
- (2) 大津町の歳入の状況 1P
- (3) 大津町の歳出の状況 2P

自主財源編

- (1) 「課税自主権」を活用した自主財源確保の主な事例 3P

税制編

- (1) 課税客体・課税標準・納税義務者・徴収方法・特別義務者の比較① 4P
- (2) 申告期限・税率・免税点・課税免除対象・見直し期間・特別徴収交付金交付額の比較② 5P
- (3) 宿泊税導入に伴う入湯税の状況 6P
- (4) 収入額 7P

用途の事例編

- 宿泊税導入自治体における宿泊税の用途の例 8P
~11P

参考資料（人口・財政歳出編）

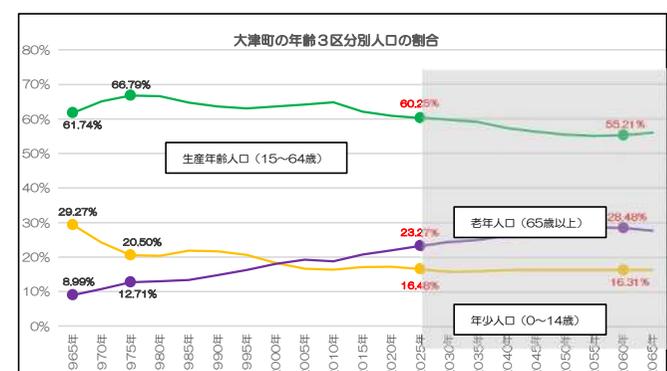
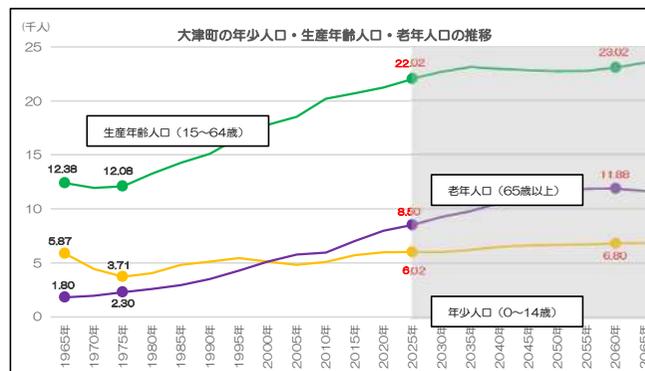
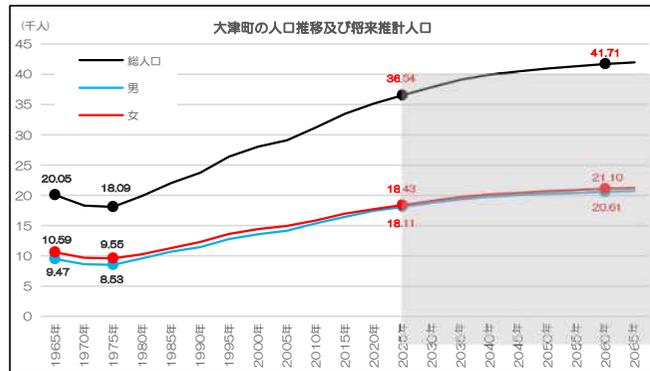
参考資料（人口・財政歳出編）

人口・財源歳出

(1) 大津町の人口

本町の人口は、昭和50年（1975年）以降増加しており、今後もこの傾向が継続するものと考えられます。生産年齢人口（15～64歳）及び老年人口（65歳以上）は増加を続けていますが、年少人口（0～14歳）は微増となる見込みです。

生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）の人口割合は減少傾向にある一方で、老年人口（65歳以上）の割合は一貫して増加しており、令和17年（2035年）には25%を超える見込みです。



※2025年以降は大津町人口ビジョン（R4.3月改定）の推計値であり、見直しを予定しています。（R8.3月改定予定）

(2) 大津町の歳入の状況

本町の令和6年度の歳入は約209億円で、町税収入は年々伸びていますが、歳入全体の約50%は、依然として地方交付税や国庫支出金などの依存財源に頼っている財政構造となっています。

今後の社会情勢・経済状況、及び国の財政方針次第で大きな影響を受ける可能性があり、持続的な財政運営に課題を抱えています。

人口・財源歳出

(3) 大津町の歳出の状況

本町の令和7年度予算及び今後の歳出予算の見込みは、限られた財源の中で複数の課題に同時に対応する必要があり、厳しさを増している状況です。

特に、学校施設をはじめとする公共施設の老朽化に係る更新コストの増加は深刻で、建物や設備の更新・改修に多額の予算が必要となり、それに加え、新たな工業団地の造成とそれに伴うインフラ整備も並行して進めており、大型の財政支出を伴うため、町の歳出全体に大きな影響を与えています。

このような状況下においても、宿泊者の増加に伴う新たな行政需要を支えていくことが重要であり、町内における滞在環境等の維持・強化を図ることが町の中長期的な発展につながると考えます。新たな財源の導入は、こうした複合的な財政課題に対応する財源確保策として期待しており、町の持続可能な財政運営を支える鍵となり得ると考えています。

なお、本町の観光関連予算※1は、令和7年度予算（当初予算及び肉付予算）で約8,700万円（一般財源ベースで約7,790万円）であり、一般会計予算総額約185億9,540万円のうち約0.5%を占めています。

<観光関連予算※1の推移（当初予算ベース（H29、R3、R7は肉付予算含む））>

（単位：万円）

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一般会計予算	1,917,025	1,353,596	1,555,007	1,753,853	1,556,220	1,478,663	1,681,562	1,858,493	1,859,540
観光関連予算※1	5,949	6,173	7,133	5,892	6,440	7,386	8,044	9,709	8,707
うち一般財源	5,425	5,660	6,501	5,029	5,771	6,711	7,607	8,702	7,787
予算総額に占める割合※2	0.28%	0.42%	0.42%	0.29%	0.37%	0.45%	0.45%	0.47%	0.42%

※1 目「観光費」及び「観光施設費」の合計額

※2 一般会計予算の総額に占める観光費の割合

参考資料（自主財源編）

参考資料（自主財源編）

他自治体における自主財源確保の事例

(1) 「課税自主権」を活用した自主財源確保の主な事例

税目	法定外税						超過課税
	別荘等所有税 (法定外普通税)	歴史と文化の環境税 (法定外普通税)	宮島訪問税 (法定外普通税)	乗鞍環境保全税 (法定外普通税)	遊漁税 (法定外普通税)	環境協力税 (法定外目的税)	入湯税
課税自治体	熱海市 (静岡県)	大宰府市 (福岡県)	廿日市市 (広島県)	岐阜県	富士河口湖町 (山梨県)	伊是名村 (沖縄県)	別府市 (大分県)
用途	リゾートマンションなどの建設に伴いゴミ処理や消防梯子車、上下水道の整備など行政需要の増大に対処する。 歳入(平年度)528,180千円	本市固有の歴史的文化的遺産及び観光資源等の保全と整備を図る。 歳入(R5)73,974千円	この島の貴重な自然や文化を未来につなぐために、宮島訪問税を創設し、環境整備や文化への理解、エコツーリズムの推進などに役立てる。 歳入(R6)約350,000千円	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用 歳入(平年度)約2千万円	環境整備と環境美化の財源として、主に駐車場やトイレの整備、湖畔美化などに使用。 歳入(R6)約46,000千円	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備。 歳入(R5)約3,930千円	環境衛生施設の整備 鉱泉源の保護管理施設の整備 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備 観光の振興(観光施設の整備を含む) 歳入(R5)約535,312千円
課税客体	別荘等の所有	有料駐車場に駐車する行為	船舶により宮島町の区域に訪問する行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転して自ら入り込む行為又は他人を入り込ませる行為	川口湖での遊漁行為	旅客船等により村へ入域する行為	鉱泉浴場における入湯行為
納税義務者	別荘等の所有者	有料駐車場利用者	訪問者	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	遊漁行為を行う者	入域する者	鉱泉浴場の入湯者
税率	1㎡…年650円	・二輪車(自転車を除く) …50円 ・乗車定員10人以下の自動車 …100円 ・乗車定員10人超29人以下の自動車 …300円 ・乗車定員29人超の自動車 …500円	1人1回につき…100円 ※1年分を一時に納付する場合は、1人1年につき500円	〈乗車定員が30人以上の自動車〉 ・一般乗合バス…2,000円/回 ・一般乗合バス以外…3,000円/回 〈乗車定員が11人以上29人以下の自動車〉…1,500円/回 〈乗用車定員が10人以下の自動車〉…300円/回	1人1日200円	1回の入域につき…100円	1人1日あたり、宿泊料金又は飲食料金が ・1,500円以上2,000円以下…50円 ・2,001円以上4,500円以下…100円 ・4,501円以上6,000円以下…150円 ・6,001円以上50,000円以下…250円 ・50,001円以上…500円 ※7泊以上の長期滞在者は別途税率設定 ※12歳未満の者、就学旅行が目的の高校生以下の団体客等は課税免除

※1 宿泊税は、別途参考資料を参照のこと ※2 「地域公共団体区域への入域」を課税客体とする法定外目的税は美ら島税(沖縄県座間味村)があり、類似の制度設計となっている。※3 入湯税の超過課税団体は12団体(R6時)

参考資料（税制編）

参考資料（税制編）

宿泊税導入自治体の制度設計

(1) 課税客体・課税標準・納税義務者・徴収方法・特別義務者の比較①

自治体名	市町村						都道府県		
	熊本市	京都市 (京都府)	倶知安町 (北海道)	福岡市 (福岡県)	北九州市 (福岡県)	長崎市 (長崎県)	東京都	大阪府	福岡県
施行	令和8年7月見込み	平成30年10月～	令和元年11月～	令和2年4月～	令和2年4月～	令和5年4月～	平成14年10月～	平成29年1月～	令和2年4月～
課税客体	次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の民泊施設	次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の民泊施設	次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の民泊施設	次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の民泊施設	次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の民泊施設	次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設	次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設	次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設
	課税標準	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人1泊または1部屋1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金
納税義務者	宿泊者	宿泊者	宿泊者	宿泊者	宿泊者	宿泊者	宿泊者	宿泊者	宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収
特別徴収義務者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けたもの ・旅館法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・旅館業法第3条第1項の許可を受けたもの ・旅館法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・旅館業法第3条第1項の許可を受けたもの ・旅館法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・旅館業法第3条第1項の許可を受けたもの ・旅館法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・旅館業法第3条第1項の許可を受けたもの ・旅館法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・旅館業法第3条第1項の許可を受けたもの ・旅館法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設	・旅館業法第3条第1項の許可を受けたもの ・旅館法上のホテル、旅館、簡易宿所	・旅館業法第3条第1項の許可を受けたもの ・旅館法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設	・旅館業法第3条第1項の許可を受けたもの ・旅館法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設

宿泊税導入自治体の制度設計

(2) 申告期限・税率・免税点・課税免除対象・見直し期間・特別徴収交付金交付額の比較②

自治体名	市町村						都道府県		
	熊本市 (熊本県)	京都市 (京都府)	倶知安町 (北海道)	福岡市 (福岡県)	北九州市 (福岡県)	長崎市 (長崎県)	東京都	大阪府	福岡県
申告期限	1日から末尾までの期間の税金を翌末日までに申告納付	1日から末尾までの期間の税金を翌末日までに申告納付	1日から末尾までの期間の税金を翌末日までに申告納付	1日から末尾までの期間の税金を翌末日までに申告納付	1日から末尾までの期間の税金を翌末日までに申告納付	1日から末尾までの期間の税金を翌末日までに申告納付	1日から末尾までの期間の税金を翌末日までに申告納付	1日から末尾までの期間の税金を翌末日までに申告納付	1日から末尾までの期間の税金を翌末日までに申告納付
税率	200円	①2万円未満:200円 ②2万円以上5万円未満:500円 ③5万円以上:1,000円	宿泊施設の3パーセント(倶知安町のみ税率を採用)※北海道が宿泊税導入するため、県相当分として1%上乘せした。	①2万円未満:150円 ②2万円以上:450円 上記に県税50円が加算。	150円 上記に県税50円が加算。	①1万円未満:100円 ②1万円以上2万円未満:200円 ③2万円以上:500円	①1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上:200円	①1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上2万円未満:200円 ③2万円以上:300円 ※R7.9改正予定	200円 ※宿泊税を課している市町村がある場合は100円、福岡市と北九州市は50円
免税点	なし	なし	なし	なし	なし	なし	1万円	7千円	なし
課税免除対象 (外国大使以外)	なし	小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者、当該主催する行事に参加しているもの及び引率者、他京都市が指定する施設の主催する行事に参加しているもの及びその引率者	小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者	なし	なし	小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者 その他部活動やスポーツ大会参加者である児童・生徒、引率者	なし	なし ※万博開催期間中の修学旅行生等の減免を実施	なし
見直し期間	施行後2年、その後は5年ごと	5年ごと	5年ごと	条例施行後3年、その後は5年ごと	条例施行後3年、その後は5年ごと	条例施行後3年を目途に5年ごと	5年ごと	5年ごと	施行後3年、その後5年ごと
特別徴収交付金交付額	先行自治体を参考に導入。	納期内納入金額の3.0%(令和6年度以降は2.5%) 【交付上限額】 200万円	①すべて期限内に完納:納期内完納額の3.0%(令和6年度以降は2.5%) ②期限内に未納の月がある:納期内完納額の2.5% ③加算金を伴う増額更生:期限内完納額の1.5% ※令和8年度以降も特例措置を率をアップして継続5年間	納期内納入額の3.0%(令和7年度以降は2.5%) 【交付上限額】 200万円 ※(令和2年度~令和6年度)期間内にすべて電子申告し、納期限までに納入する:さらに3.5%加算)	納期内納入額の3.0%(令和7年度以降は2.5%) 【交付上限額】 200万円 ※(令和2年度~令和6年度)期間内にすべて電子申告し、納期限までに納入する:さらに3.5%加算)	納期限内納入額の2.5% 【交付上限額】 50万円	納付された金額の2.5% 【交付上限額】 100万円	①すべて期限内に完納:納期内完納額の2.5% ②期限内に未納の月がある:納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う増額更生:期限内完納額の1.0%	納期内納入額の3.0%(令和7年度以降は2.5%) 【交付上限額】 200万円 ※(令和2年度~令和6年度)期間内にすべて電子申告し、納期限までに納入する:さらに3.5%加算)

宿泊税導入自治体の制度設計

(3) 宿泊税導入に伴う入湯税の状況

	市町村						
自治体名	大津町	熊本市	京都市 (京都府)	倶知安町 (北海道)	福岡市 (福岡県)	北九州市 (福岡県)	長崎市 (長崎県)
入湯税制度	1人1日につき 150円	1人1日につき 150円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …100円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …70円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …50円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …50円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …100円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …30円
宿泊税導入に伴う改正	-	改正していない	改正していない	改正していない	改正 導入前は1人1泊につき 150円	改正していない	改正していない

■大津町の入湯税は、R5年度は観光施設の整備に80万円、観光振興に226万円充当している状況です。

宿泊税導入自治体の制度設計

(4) 収入額

自治体名	市町村						都道府県		
	熊本市 (熊本県)	京都市 (京都府)	倶知安町 (北海道)	福岡市 (福岡県)	北九州市 (福岡県)	長崎市 (長崎県)	東京都	大阪府	福岡県
R5決算	-	約52億円	約4億4千万円	約28億1千万円	3億3千万円	16億3千万円	約43億9千万円	約25億1千万円	約17億1千万円
R4決算	-	約30億円	約2億4千万円	約19億1千万円	2億5千万円	-	約15億8千万円	約10億5千万円	約12億6千万円

■熊本市の宿泊税の税収見込みとしては、令和5年度の旅行者数353万人で換算すると約7億円と見込んでいます。

■大津町の宿泊税の税収見込みとしては、令和5年度の宿泊者数が約30万人だったため、1人当たり200円とした場合は約6千万円の税収となります。また、ホテル事業者が増加しており、客室が倍となる見込みのため、将来的に約1億2千万円の税収を見込んでいます。

参考資料（使途の事例編）

宿泊税導入自治体における宿泊税の用途の例

施策項目	事業例	具体的内容	予算額 (千円)	自治体名
滞在環境の構築	観光案内機能の強化	ICTを活用したリモート観光案内システムの導入	16,473	福岡市
		縣市連携による観光案内所運営	46,620	金沢市
	観光情報の発信	デジタルサイネージを活用した情報発信	19,701	福岡市
	宿泊施設の受入環境充実の支援	多様な宿泊ニーズへの対応や、安全・安心に取り組む宿泊施設の受入環境の整備を支援	8,055	福岡市
		おもてなし力を高める宿泊施設の改修支援	60,500	金沢市
	Wi-Fiの整備	Fukuoka City Wi-Fiの拡充	17,189	福岡市
	公衆トイレの洋式化	観光地周辺の公衆トイレの洋式化	8,879	福岡市

宿泊税導入自治体における宿泊税の用途の例

施策項目	事業例	具体的内容	予算額 (千円)	自治体名
滞在環境の構築	目的地までの移動の円滑化	駅へのエレベーター、エスカレーター設置	74,633	福岡市
		鉄道施設整備の助成	81,000	京都市
		交通混雑の緩和と安全な歩行環境の確保	54,849	金沢市
		公共シェアサイクルの利用促進	32,400	金沢市
		歩いて楽しめるまちなかの実現 (公共空間の利活用、駅周辺広場の環境整備)	143,500	金沢市
	安心・安全な滞在環境の構築	災害情報ページの英語版作成、 宿泊施設用の緊急対応リスト作成	3,009	福岡市
		宿泊施設従事者向けの救命講習会開催	2,847	金沢市

宿泊税導入自治体における宿泊税の用途の例

施策項目	事業例	具体的内容	予算額 (千円)	自治体名
観光資源の魅力向上	地域資源の魅力向上	博多旧市街の観光資源をストーリーとまちなみでつなぎ、エリア全体の魅力向上を図る	10,025	福岡市
		岡崎、梅小路エリアの魅力向上	2,449	京都市
	夜間等の魅力創出	魅力あるナイトコンテンツの創出	2,361	福岡市
		朝・夜観光など幅広い魅力の向上	62,000	京都市
		夜間景観アクションプログラム策定	3,500	金沢市
	歴史文化の活用	文化財を活用した魅力ある観光資源の創出	10,000	福岡市
		加賀藩伝統工芸の特別公開、全国学生大茶会の開催 など	19,075	金沢市

宿泊税導入自治体における宿泊税の用途の例

施策項目	事業例	具体的内容	予算額 (千円)	自治体名
観光資源の魅力向上	伝統文化の保存、継承	伝統芸能（芸妓、茶屋文化等）の継承支援	18,790	金沢市
	景観まちづくり	京町家の保全及び継承	145,000	京都市
		歴史的なまちなみや景観の保全	62,979	金沢市
誘客促進	市場調査によるニーズ把握	デジタルマーケティングを活用した回遊分析	16,133	福岡市
	誘客プロモーション	九州広域で連携した誘客プロモーション	4,662	福岡市
		県市で連携したプロモーション、文化観光モニターツアー など	39,643	金沢市
	MICEの推進	MICE誘致活動の強化	9,826	福岡市